

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和8年06月19日

(宛先) 前橋市長

提出者 〒379-2103
住 所 群馬県前橋市神沢の森1番地
氏 名 プラス株式会社 前橋工場
工場長 井野 敏和
電話番号 027-280-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	プラス株式会社 前橋工場
事業場の所在地	群馬県前橋市神沢の森1番地
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	金属製品製造業
② 事業の規模	8,752百万円(2025年度工場生産高)
③ 従業員数	275名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類・木くずは、中間処理業者に処理委託し、選別され、再生原料及び熱利用される。金属くずは、中間処理業者に処理委託し、売却される。ガラスくずは、中間処理業者に処理委託し、再生原料として売却される。汚泥は、中間処理業者に処理委託し、原料化及び熱利用される。

(日本産業規格

A列4番)

8.6.22

第

受付

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2025年度）実績】		別紙1の通り	
	産業廃棄物の種類			
	排出量		t	t
	（これまでに実施した取組） 発生時の分別の徹底、廃棄物置き場への処理業者による常駐。 再生を前提とした処理業者への選定。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	排出量		t	t
	（今後実施する予定の取組） 製品・部品等在庫管理を徹底し、余剰在庫が発生しないように努め、発生時は可能な限り、リサイクルを実施する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生現場、廃棄置き場に品目毎のコンテナを設置し、社員教育を行い、分別を徹底している。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 混合物について、より分別を意識して行い、マテリアルリサイクルの割合を増加させる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2025年度）実績】別紙2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生を前提とした業者選定、処理の委託の実施。		

②計画	【目標】別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 製造工程内での発生量の削減推進。 再生利用業者への処理委託を継続して実施。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1 (第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(2025年度)実績】												
①現状	産業廃棄物の種類		木くず	汚泥	廃油	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶器くず	蛍光灯	廃電池 機械器具	燃えやすい廃油	金属くず	廃アルカリ
	排出量		638.75t	154.61t	1.94t	144.82t	1.93t	0.14t	0.06t	0.74t	94.16t	3.16t
	【目標】											
②計画	産業廃棄物の種類		木くず	汚泥	廃油	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶器くず	蛍光灯	廃電池 機械器具	燃えやすい廃油	金属くず	廃アルカリ
	排出量		607t	146.88t	1.84t	137.58t	1.83t	0.13t	0.05t	0.7t	89.45t	3t

別紙2 (第4面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(2025年度)実績】										
産業廃棄物の種類	木くず	汚泥	廃油	廃プラスチック類	ガラス・セラミックス・陶器くず	蛍光灯	廃電池類	燃えやすい廃油	金属くず	廃アルカリ
全処理委託量	638.75 t	154.61 t	1.94 t	144.82 t	1.93 t	0.14 t	0.06 t	0.74 t	94.16 t	3.16 t
優良認定処理業者への処理委託量	-	86.75 t	1.94 t	22.77 t	-	-	-	0.72 t	-	3.16 t
再生利用業者への処理委託量	638.75 t	67.86 t	-	122.05 t	1.93 t	0.14 t	0.06 t	0.02 t	94.16 t	-
認定熱回収業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者への熱回収を行う業者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

①現状

別紙3 (第5面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【目標】										
産業廃棄物の種類	木くず	汚泥	廃油	廃プラスチック類	ガラス・ セラミック・ 陶器くず	蛍光灯	廃電池類	燃えやす い廃油	金属くず	廃アルカリ
全処理委託量	607t	146.88t	1.84t	137.58t	1.83t	0.07t	0.05t	0.7t	89.45t	3t
優良認定処理業者 への処理委託量	-	82.25t	1.84t	20.64t	-	-	-	0.68t	-	3t
再生利用業者への 処理委託量	607t	64.63t	-	116.94t	1.83t	0.07t	0.05t	0.02t	89.45t	-
認定熱回収業者へ の処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認定熱回収業者へ の熱回収を行う業 者への処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

②計画